

宇城市成年後見支援センター

宇城市成年後見センターでは、高齢者や障がいのある方の判断能力や生活状況に応じて、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」等を利用し、地域で安心した生活ができるようお手伝いをします。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、ご本人の権利を守る援護者判断能力が低下すると、介護施設を利用するための契約、医療・入院契約などの法律行為や不動産の管理・処分や現金・預金通帳の財産管理などを自ら行うことが困難になったり、悪徳商法や強引なセールスに会う場合があります。成年後見制度によって、このような方のために、代わりに契約をしたり、財産を管理するなどして、成年後見人等が支えています。

宇城市成年後見支援センターがお手伝いできること

- **～このようなお悩みはありませんか～**
 - ・ 通帳や印鑑、大切なものをどこに置いたか分からなくなる。
 - ・ 一人暮らしで訪問販売で色々な物をかってしまう。
 - ・ 障がいの子どもの世話ができなくなったらどうしよう。
 - ・ 成年後見制度について詳しく説明してほしい。
 - ・ 対象：宇城市にお住まいの方、その家族、支援者など
 - ・ 自宅や施設へ出向いての説明も行います。
- **法人後見の受任**
 - ・ 家庭裁判所から選任依頼があった場合は、法人で後見人等を受任します。
- **制度の普及・啓発**
 - ・ 成年後見制度をはじめ地域福祉権利擁護事業について広く知っていただくために、研修会や説明会を行います。
- **市民後見人の養成・活用**
 - ・ 成年後見制度の利用者が増える中、生活を身近な立場で支え、地域住民としての活躍が期待される市民後見人の養成を令和6年度より取り組む予定です。
- **お問い合わせ**



宇城市社会福祉協議会

宇城市総合相談センター内

宇城市成年後見支援センター

〒869-0524

熊本県宇城市松橋町豊福1786 宇城市老人福祉センター内

TEL 0964-27-9972 FAX 0964-27-9973

①宇城市成年後見支援センター / 宇城市 (city.uki.kumamoto.jp)外部サイト

②法務省成年後見制度パンフレット [pamphlet.pdf \(moj.go.jp\)](#)外部サイト

地域福祉権利擁護事業とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が十分でないため、自分一人で契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

● 利用にあたっては

- ・ この事業を利用する意思があること。
- ・ 必要な契約内容について、ある程度理解できる方であること。

● 利用できない方

- ・ 判断能力に特に問題はなく、身体障がいのみの理由で希望される方。
- ・ 認知症・障がいに起因せずに、単に浪費であることを理由に希望される方。

項目	お手伝いできること	できないこと
福祉サービスの利用援助	・ 福祉サービスの相談、情報提供 ・ 福祉サービスの利用・中止の手続き ・ 福祉サービスの苦情解決制度利用の手続き	・ 買い物支援 ・ 身元引受人、保証人 ・ 施設や病院の入所・入院の手続き ・ 死後処理
日常的な金銭の管理	・ 年金や福祉手当の受領手続き ・ 生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言 ・ 福祉サービスの利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払い	・ 資産運用 ・ 確定申告 ・ 債務整理の手続き
書類等のお預かり	・ 年金手帳 ・ 証書 ・ 預貯金通帳 ・ 印鑑 ・ キャッシュカード	・ 宝石、書雅、貴金属類 ・ 骨董品

● 利用料金

生活支援員による支援は利用料がかかります。

● お問合せ先

宇城市社会福祉協議会

宇城市総合相談センター内

宇城市成年後見支援センター

〒869-0524

熊本県宇城市松橋町豊福1786 宇城市老人福祉センター内

TEL 0964-27-9972 FAX 0964-27-9973

